

岐阜労働局 発表
平成 29 年 9 月 28 日 (木)

担 当	岐阜労働局労働基準部監督課
	監督課長 佐藤 健治
	監察監督官 國江 尚弘
	電話 058-245-8102 FAX 058-248-2339

県内 103 か所の建設工事現場の一斉監督を実施

違反率は 48.5%、墜落防止、機械の安全に関する違反が多い

岐阜労働局及び管下労働基準監督署は、建設業での労働災害の増加（対前年比 10.4%増 資料 1）を踏まえ、本年 6 月から 7 月までの 2 か月間、墜落災害の防止を最重点に建設工事現場の一斉監督を実施した。

監督指導結果は、およそ半数の建設工事現場で労働安全衛生関係法令違反が認められ、是正勧告等を行った。

監督結果のポイント

- 1 労働安全衛生関係法令違反により是正勧告等を行った現場の違反率は 48.5%（103 現場のうち 50 現場）であった。
- 2 主な違反項目とその違反率は、次のとおり。
 - (1) 元請事業者の講ずべき措置
元請事業者の下請事業者に対する指導義務違反 24 現場【違反率 23.3%】
元請事業者は、下請事業者等が法令に違反しないよう必要な指導を行わなければならない。
 - (2) 墜落等による危険の防止
作業床（足場）の設置等の義務違反 20 現場【違反率 19.4%】
事業者は、労働者に高さ 2 m 以上の箇所で作業させる場合は、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならない。また、高さが 2 m 以上の作業床の端、開口部等で墜落の危険がある箇所には手すり等を設けなければならない。
足場の安全措置義務違反 16 現場【違反率 15.5%】
事業者は、足場について安全措置を講じなければならない。
 - (3) 建設機械等
車両系建設機械の安全措置義務違反 9 現場【違反率 8.7%】
事業者は、車両系建設機械と接触する危険がある箇所に労働者を立ち入らせてはならない等。

1 監督指導実施建設工事現場の概要（グラフ 1 参照）

監督指導を実施した 103 現場（100%）を工事種類別にみると、建築工事 51 現場（49.5%）、土木工事 34 現場（33.0%）、解体工事 10 現場（9.7%）、その他工事 8 現場（7.8%）であった。

発注者別では、民間 51 現場（49.5%）、市町村 18 現場（17.5%）、県 17 現場（16.5%）、国 16 現場（15.5%）、公社・公団・その他 1 現場（1.0%）であった。

2 監督指導結果の概要（表 1、グラフ 2 参照）

(1) 違反率は 48.5%（103 現場のうち 50 現場で違反）

監督指導を実施した建設工事現場は 103 現場で、このうち建築工事は 51 現場のうち 29 現場（56.9%）、土木工事は 34 現場のうち 10 現場（29.4%）、解体工事は 10 現場のうち 9 現場（90%）、その他工事は 8 現場のうち 2 現場（25.0%）、合計 103 現場のうち 50 現場（48.5%）において、労働災害防止のために必要な安全措置等が講じられていない等、労働安全衛生関係法令違反が認められ、是正勧告等を行った。

労働安全衛生関係法令違反の具体的な内容

- ア 元請事業者が下請事業者に対する法令違反防止に関する指導を怠っていたとして是正勧告等を行ったもの。
- イ 高さ 2メートル以上の足場に手すり、中さん等の墜落防止措置や幅木等の物体落下防止措置が講じられていなかったとして是正勧告等を行ったもの。また、足場の一部変更後に墜落防止設備の取り外し等の有無について作業開始前点検を行っていなかったとして是正勧告等を行ったもの。
- ウ 車両系建設機械を用いて作業を行わせる場合、誘導員を配置することなしに、接触する危険がある箇所労働者を立ち入らせていたとして是正勧告を行ったもの。
- エ 高さ 2メートル以上の箇所において作業させる場合、労働者の墜落防止のための措置を怠っていたとして是正勧告等を行ったもの。

(2) 主な法令違反項目別現場数（グラフ 3 参照）

上記（1）の労働安全衛生関係法令違反を項目別にみると、

- ア 元請事業者が行うべき下請事業者に対する管理・指導義務違反（元請事業者が下請事業者の法令違反防止の指導を怠った等）が 24 現場（違反率 23.3%）
- イ 墜落防止のための安全措置義務違反（高さ 2メートル以上の作業床の端に手すりを設置していない等）が 20 現場（同 19.4%）
- ウ 足場の安全措置義務違反（高さ 2メートル以上の足場に手すり、中さん等の墜落防止措置や幅木等の物体落下防止措置が講じられていな

い等)が16現場(同15%)

エ 車両系建設機械の安全措置義務違反(誘導員を配置することなしに、接触する危険がある箇所に労働者を立ち入らせていた等)が9現場(同8.7%)

オ 労働衛生対策措置義務違反(アーク溶接作業等で防じんマスク等の呼吸用保護具を着用させていない等)が4現場(同3.9%)

カ クレーンの安全措置義務違反(移動式クレーンの転倒防止のための作業方法の決定等の措置を講じていない等)が4現場(同3.9%)

重篤な災害につながる足場を含めた墜落防止のための安全措置義務違反が目立った。

(3) 9現場で作業停止等命令処分

法令違反が認められた現場のうち、労働者に墜落や転落の急迫した危険があると認められた9現場(8.7%)においては、労働災害を未然に防止する観点から、行政処分として、その場で直ちに作業停止、立入禁止等を命じた。

作業停止等命令処分の具体的事例

ア 介護施設新築工事現場において、高さ2メートル以上の作業用足場に手すり等の墜落防止措置が講じられていなかったもので、元請業者と下請業者に対し併せて処分したものの。

イ 工場新築工事現場において、高さ2メートル以上の作業箇所であるエレベーター設置箇所の開口部に墜落防止措置が講じられていなかったもので、元請業者と下請業者に対し併せて処分したものの。

(4) その他の改善指導

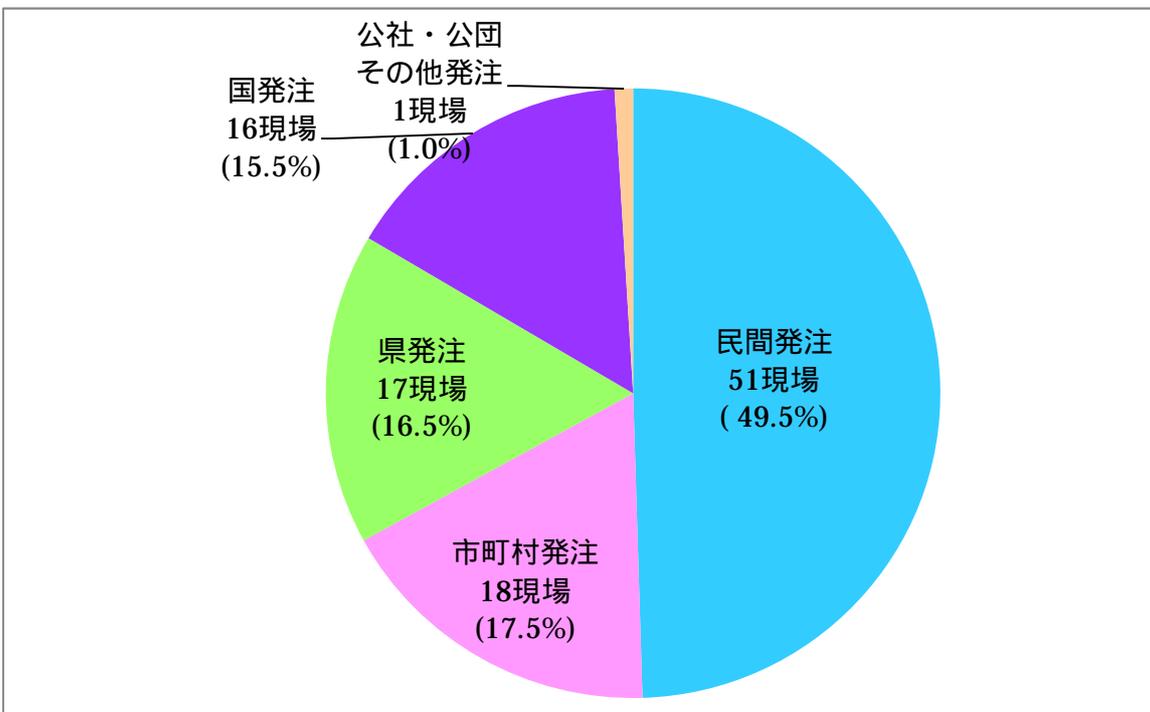
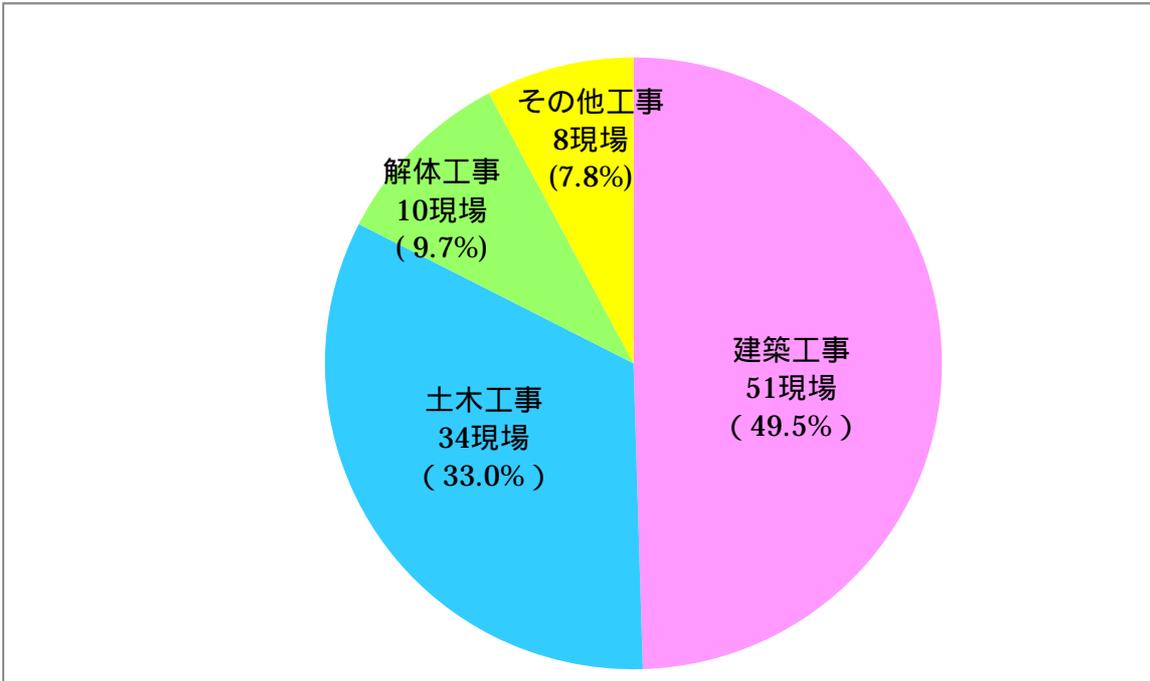
その他として、塩飴、飲料水の準備等の熱中症対策、各種機械の点検責任者を定める等の点検整備体制の確立、危険要因を排除するリスクアセスメントの実施、危険予知活動の活性化、安全パトロールの強化等店社安全衛生活動の推進、墜落時の衝撃を少なくするハーネス型安全帯の普及促進等、各現場の実情に即した改善指導を行った。

添付資料

資料1 平成29年における死傷災害発生状況(休業4日以上)

資料2 平成29年における死亡災害発生状況(速報)

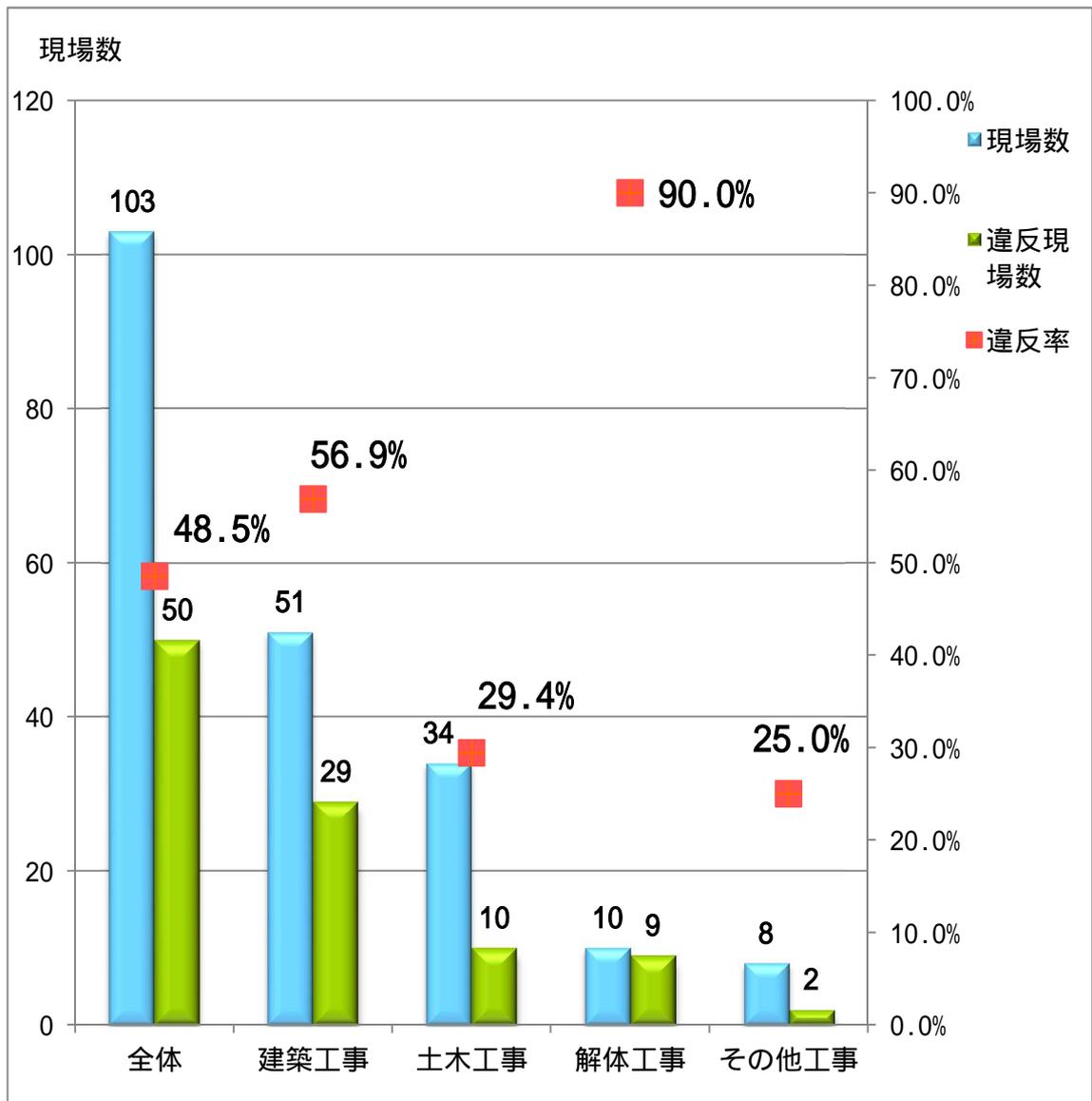
(グラフ1) 工事種別及び発注者別監督指導実施現場数及び構成割合



(表1) 監督指導を実施した現場数及び違反率(工事種別)

	現場数	違反現場数	違反率
建築工事	51	29	56.9%
土木工事	34	10	29.4%
解体工事	10	9	90.0%
その他工事	8	2	25.0%
全体	103	50	48.5%

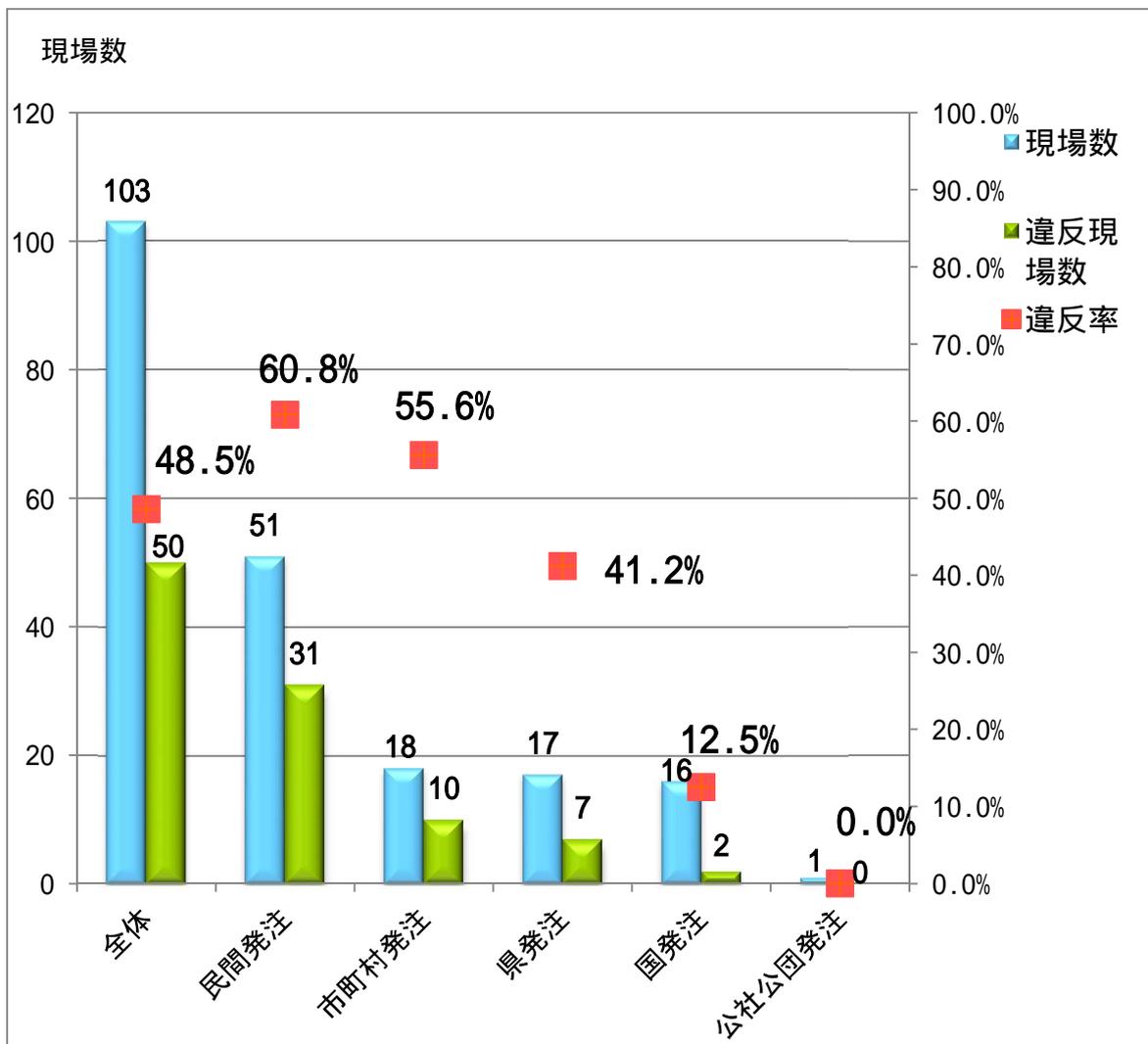
(グラフ2) 監督指導を実施した現場数及び違反率(工事種別)



(表1-2) 監督指導を実施した現場数及び違反率(発注者別)

	現場数	違反現場数	違反率
民間発注	51	31	60.8%
市町村発注	18	10	55.6%
県発注	17	7	41.2%
国発注	16	2	12.5%
公社公団その他	1	0	0.0%
全体	103	50	48.5%

(グラフ2-2) 監督指導を実施した現場数及び違反率(発注者別)



(グラフ3) 項目別の違反現場数

